

学校法人菅原学園経営戦略会議規程

学校法人 菅原学園

平成29年11月20日（制定）

平成29年11月20日（発行）

（令和7年6月1日（第4回改正））

（第5版）

承 認	作 成
	
令和7年5月14日	令和7年5月13日

学校法人菅原学園経営戦略会議規程

（目的）

第１条 学校法人菅原学園経営戦略会議（以下「経営戦略会議」という。）は、理事長の諮問機関として経営に関する重要な事項について審議し、その結果を理事長に答申し、または必要な意見を具申することを目的として設置する。

（構成）

第２条 経営戦略会議は、副理事長、専務理事、常務理事、法人本部長、学長、副校長および企画広報室長をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事長の指名する者を出席させることができる。

（開催日）

第３条 経営戦略会議は、必要に応じ随時開催する。

（招集）

第４条 経営戦略会議は専務理事がこれを招集し、その議長となる。

（審議事項）

第５条 経営戦略会議に付議する事項は次のもののうち、理事長が必要と認めるものとする。

（１）審議事項

- a. 理事会に付議する事項
- b. 経営の方針および計画に関する事項
- c. 特に重要な業務の執行に関する事項
- d. 業績の総合把握その他に関する事項

（２）報告事項

- a. 経営に関する重要な情報
- b. 所管部門業務に関する重要事項

（提案者）

第６条 経営戦略会議の付議事項の提案者は次のとおりとする。

（１）構成員

（２）理事長の指名する者

（議案の提出）

第７条 経営戦略会議で審議および報告する事項は原則として開催日の３日前までに必要書類を添付のうえ、議案の内容を提案者が第９条に定める幹事へ提出するものとする。

- ２ 幹事は議案の性質を確認のうえ、速やかに構成員に対し、議案書類を配布しなければならない。

（稟議手続き）

第８条 経営戦略会議で決定した事項（理事会へ付議する事項を除く）のうち必要なものは、別途稟議手続きをする。

（幹事）

第９条 経営戦略会議に幹事を置き、法人本部長をもってこれにあてる。

- ２ 幹事は経営戦略会議の事務にあたる。

（至誠館大学戦略部会）

第１０条 経営戦略会議に、経営戦略会議の審議に資する大学経営に関する調査・分析及び企画・立案を行うため、至誠館大学戦略部会を置く。

- ２ 至誠館大学戦略部会に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第１１条 経営戦略会議の議事については幹事が議事録を作成する。

- ２ 議事録に記載すべき事項は、会議の日時、場所、出席した構成員の氏名、審議事項の概要とする。
- ３ 議事録には関係書類を添付し幹事がこれを保管する。

附 則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

制定 平成２９年１１月２０日

改正 令和 元年 ５月 １日（第１回改正）

令和 ４年 ７月 １日（第２回改正）

令和 ５年 ２月 １日（第３回改正）